

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2024年 6月 25 日

群馬県知事 山本 一太殿

提出者 〒373-8505  
住所 群馬県太田市西新町133  
氏名 モメンティップ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン合同会社  
太田事業所長 高岡英朗  
電話番号 0276-31-1234

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	モメンティップ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン合同会社 太田事業所
事業場の所在地	群馬県太田市西新町133
事業の種類	製造業 [E16 化学工業]
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日まで

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	(廃油) 4,220 t (廃酸) 1,853 t (廃アルカリ) 130 t	全処理委託量	(廃油) 4,215 t (廃酸) 1,853 t (廃アルカリ) 130 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	(廃油) 5 t	優良認定処理業者への処理委託量	(廃油) 1,355 t (廃酸) - t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	-	再生利用業者への処理委託量	(廃油) 512 t (廃酸) 1,853 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	(廃アルカリ) - t	認定熱回収業者への処理委託量	-
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	-	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	(廃油) 2,348 t (廃アルカリ) 130 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類:

- ①溶油
- ②廃酸
- ③廃アルカリ
- ④感染性廃棄物
- ⑤廃PCB
- ⑥PCB汚染物
- ⑦PCB処理物
- ⑧指定下水汚泥
- ⑨鉛さい
- ⑩廃石綿等
- ⑪燃え盛
- ⑫ばいじん
- ⑬溶油(金属を含むもの)
- ⑭汚泥(金属を含むもの)
- ⑮廃酸(金属を含むもの)
- ⑯塗アルカリ(金属を含むもの)
- ⑰廃水銀等

※該当する種類を○印で囲ってください

不要物等発生量

排出量  
① 3,987 t

自ら直接埋立処分した量  
② 0 t

自ら中間処理した量  
③ - t

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入量  
④ 4 t

自ら中間処理した後  
の残さ量  
⑤ - t

自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑥ 4 t

自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑦ - t

直接及び自ら  
中間処理した後の  
処理委託量  
⑧ 3,983 t

自ら中間処理した後  
の残さ量  
⑨ - t

自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑩ 4 t

自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑪ 3,983 t

自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑫ 1,352 t

自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑬ 519 t

自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑭ 2,112 t

自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑮ 1,352 t

自ら直接再生利用した量  
⑯ - t

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入量  
⑰ 519 t

自ら中間処理した後  
の残さ量  
⑱ - t

自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑲ - t

自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑳ - t

(第2面)

計画の実施状況	
項目	実績値
①排出量	3,982 t
②不要物等発生量	
③自ら直接再生利用した量	0 t
④自ら中間処理した量	- t
⑤自ら熱回収を行った量	- t
⑥自ら中間処理による減量した量	- t
⑦自ら埋立処分を量した量	- t
⑧自ら中間処理した後、再生利用した量	- t
⑨自ら中間処理した後、海洋投入処分又は洋投入した量	- t
⑩処理委託量	3,982t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1,352 t
⑫再生利用業者への処理委託量	518 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	- t
⑭熱回収を行う業者への処理委託量	2,112 t

- 特別管理産業廃棄物の種類:
- ①廃油
  - ②廃酸
  - ③廃アルカリ
  - ④感染性廃棄物
  - ⑤廃PCB
  - ⑥PCB汚染物
  - ⑦PCB処理物
  - ⑧指定下水汚泥
  - ⑨鉛さい、⑩磨石綿等
  - ⑪燃え散りばいじん
  - ⑫磨油(金属を含むもの)
  - ⑬廃酸(金属を含むもの)
  - ⑭廃アルカリ(金属を含むもの)
  - ⑮汚泥(金属を含むもの)
  - ⑯廃アルカリ(金属を含むもの)
  - ⑰廃水銀等
- ※該当する種類を○印で囲ってください

(第2面)

項目	実績値
①排出量	3,982 t
②不要物等発生量	
③自ら直接埋立処分した量	- t
④自ら中間処理した量	- t
⑤自ら熱回収を行った量	- t
⑥自ら中間処理による減量した量	- t
⑦自ら埋立処分を量した量	- t
⑧自ら中間処理した後、再生利用した量	- t
⑨自ら中間処理した後、海洋投入処分又は洋投入した量	- t
⑩処理委託量	3,982t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1,352 t
⑫再生利用業者への処理委託量	518 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	- t
⑭熱回収を行う業者への処理委託量	2,112 t
⑮のうち再生利用率 業者への処理委託量	518 t
⑯のうち熱回収認定 業者への処理委託量	- t
⑰のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行なう業者 への処理委託量	2,112 t
⑱のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	1,352 t

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類:

- ① 塩油
- ② 塩酸
- ③ 廃アルカリ
- ④ 感染性廃棄物
- ⑤ 廃PCB
- ⑥ PCB汚染物
- ⑦ PCB処理物
- ⑧ 指定下水汚泥
- ⑨ 鉛等
- ⑩ 廃石綿等
- ⑪ 燃え殻
- ⑫ バイソン
- ⑬ 塩油(金属を含むもの)
- ⑭ 汚泥(金属を含むもの)
- ⑮ 廃酸(金属を含むもの)
- ⑯ 廃アルカリ(金属を含むもの)
- ⑰ 廃水銀等

有価物量

不要物等発生量

項目	実績値			
① 排出量	1,955 t	- t		
② + ③ 自ら直接再生利用した量		- t		
④ + ⑤ 自ら中間処理した量		- t		
⑥ + ⑦ 自ら熱回収を行った量		- t		
⑧ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		- t		
⑩ 全処理委託量	1,955 t	- t		
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	7 t	- t		
⑫ 再生利用業者への処理委託量	1,937 t	- t		
⑬ 热回収認定業者への処理委託量		- t		
⑭ 热回収を行う業者への処理委託量		- t		

① 排出量	1,955 t	- t		
② + ③ 自ら直接埋立処分した量		- t		
④ + ⑤ 自ら中間処理した量		- t		
⑥ + ⑦ 自ら中間処理により減量した量		- t		
⑧ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		- t		
⑩ 全中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量		- t		
⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭ うち再生利用業者への処理委託量	1,937 t	- t		
⑮ + ⑯ + ⑰ うち熱回収認定業者への処理委託量	7 t	- t		

① 排出量	1,955 t	- t		
② + ③ 自ら直接再生利用した量		- t		
④ + ⑤ 自ら中間処理した量		- t		
⑥ + ⑦ 自ら中間処理により減量した量		- t		
⑧ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		- t		
⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭ うち再生利用業者への処理委託量	1,937 t	- t		
⑮ + ⑯ + ⑰ うち熱回収認定業者への処理委託量	7 t	- t		

(第3面)

計画の実施状況	
①排出量	163 t
②実績値	163 t
③自ら直接 再生利用した量	- t
④自ら中間処理 した量	- t
⑤自ら熱回収を行った量	- t
⑥自ら埋立処分又は 海上投入を行った量	- t
⑦自ら中間処理により減 量した量	- t
⑧自ら再生利用を行った量	- t
⑨自ら熱回収を行った量	- t
⑩自ら埋立処分又は 海上投入を行った量	- t
⑪処理委託量	163 t
⑫処理業者への 処理委託量	41 t
⑬再生利用業者への 処理委託量	- t
⑭熱回収認定業者への 処理委託量	- t
⑮熱回収認定業者以外の 熱回収を行った業者への 処理委託量	122 t
⑯該当する種類を○印で囲ってください	
⑰汚泥等	
⑱汚泥(金属を含むもの)	
⑲指定下水汚泥	
⑳塗装アルカリ	
㉑燃え殻	
㉒ばいじん	
㉓廃油(金属を含むもの)	
㉔廃アルカリ(金属を含むもの)	
㉕廃水銀等	
㉖感染性廃棄物	
㉗PCB汚染物	
㉘PCB処理物	
㉙PCBアルカリ	
㉚燃油	

(第4面)

## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄には、何も記入しないこと。